

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報を  
その事業の用に供して行う提案の審査に関する基準

平成29年5月30日  
学 長 裁 定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号。以下「規程」という。）第32条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供して行う提案に関する基準について次のとおり定める。

- 1 提案をした者が、次に掲げる各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の7第1号）
  - イ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ニ 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
  - ホ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
  - ヘ 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。（法第44条の7第2号）

- 3 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いるための加工の方法が、規程第36条第1項に定める本学における独立行政法人等非識別加工情報の作成に関する基準に適合するものであること。(法第44条の7第3号)
- 4 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報はその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。(法第44条の7第4号)
- 5 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする期間が、その事業並びに提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。(法第44条の7第5号)
- 6 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置が、当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。(法第44条の7第6号)
- 7 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。(法第44条の7第7号)

#### 附 則

この基準は、平成29年5月30日から施行する。